

令和6年6月20日

防衛装備庁調達管理部原価管理官

令和6年度における「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」（昭和37年防衛庁訓令第35号）第70条の規定及び「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について」（防経装第8927号。25.6.26）第26項第1号の規定に基づき防衛大臣承認事項の概要を別紙のとおりお知らせします。

なお、問い合わせに関しましては、原価管理官までお願いします。

令和6年度における「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」（以下「訓令」という。）第70条の規定及び「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について」第23項の規定に基づく防衛大臣承認事項の概要

## 1 標準的な数値（訓令第70条第1項）

### （1）標準金利 0.4%

標準金利は次に示すアからエまでの金利を（株）日本経済研究所「企業財務データバンク」（令和2年度から令和4年度までのデータ）から求めた製造業平均の資本構成比率（無利子負債：21.7%、短期借入金：8.0%、長期借入金：9.6%、社債：6.1%、自己資本：54.4%）により加重平均した。

ア 短期金利 0.454%

イ 長期金利 0.760%

ウ 社債金利 0.428%

エ 国債金利 0.617%

アからエまでの出所は、次のとおり。

ア及びイ 日本銀行ホームページ「統計（時系列データ、貸出金利）」（2024年2月）の貸出約定平均金利（ストック）

ウ 日本証券業協会「公社債発行銘柄一覧」及び「公社債便覧」より求めた2024年3月末の未償還社債の応募者利回りの平均値

エ 日本相互証券（株）ホームページ「主要レート推移」の2024年3月時点における10年国債の直近1年間の平均金利

### （2）標準利益率 8.5%

### （3）標準経営資本回転率 113.43%

（2）及び（3）は、（株）日本経済研究所「企業財務データバンク」（平成25年度から令和4年度までのデータ）を用いて製造業平均値を算出しており、令和5年4月1日より前に入札又は商議を実施し締結した原価監査付契約又はこれと同種の契約の代金の確定又は精算等に適用する利益率の算定において使用するものである。

## 2 コスト変動調整率（訓令第70条第2項）

原則として、下表のとおりとする。

適用対象	コスト変動調整率
歳出契約	1.0%
2年国債契約	2.0%
3年国債契約	3.0%
4年国債契約	4.0%
5年以上国債契約	5.0%
継続費による契約	上記区分と同様とする。

表：コスト変動調整率の値と適用対象

### 3 適用基準及び調整基準（訓令第70条第3項）

#### （1）加工費率（訓令第44条ただし書及び訓令第57条第1項ただし書）

##### ア 適用基準

当年度計算値が前年度設定値を超える場合に適用する。

##### イ 調整基準

適用基準による超過分を一定限度内で容認する。

なお、別表にて調整基準の細部を示す。

#### （2）一般管理及び販売費率（訓令第60条ただし書）

##### ア 適用基準

対象企業に事業構造等の変更があった場合に適用する。

##### イ 調整基準

事業構造等の変更を考慮した額をもって、当年度の計算の基礎とする。

### 4 算定基準（訓令第70条第3項）

#### （1）利益率（訓令第65条）

令和5年度標準個別経費率の適用値とする。

#### （2）報奨の額の算定基準（訓令第66条）

「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令第70条に基づく防衛大臣の承認に係る申請に当たっての留意事項について」（装管原第5834号。令和5年3月31日）第6項の規定に基づき算定する。

### 5 留意事項

この公示に示す標準的な数値、適用基準、調整基準及び算定基準は、「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」、「代金の中途確定に関する特約条項」、「超過利益の返納に関する特約条項」又は「契約履行後の代金の確定に関する特約条項」を付して実施する制度調査又は原価監査（以下「制度調査等」という。）、及び防衛装備庁が実施する経費率の調査において、原価情報の全面的な開示に協力が得られる企業の経費率の算定に適用する数値及び基準である。したがって、これらの調査に協力が得られない企業又は制度調査等において不正行為が発覚した企業の経費率については、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定又は必要な調整を行うものとする。

他方、新型コロナウイルスの感染拡大以降続く原材料費等の高騰や、政府としての経済団体に対する賃上げ要請等昨今の情勢に起因する価格の変動要素については、種々の経済指標の確認や企業への調査を行い、価格算定時に適切に対応していくものとする。また、防衛調達における情報セキュリティ強化に伴って発生する費用及び継続的に発生する情報セキュリティの維持に関する費用等についても、事業計画書等の確認やヒアリングにより、契約の履行に必要な経費として認められるものは、適切に対応するものとする。

なお、予定価格保全の観点から、この大臣承認事項に基づき算定した経費率については公表しないものとする。

令和6年度大臣承認事項 加工費率の調整基準（第3項第1号イ）の一定限度内で容認する基準の細部

基準項目	評価項目	評価基準	評価内容			
(ア) 原価情報等開示	経費率算定資料一式の提出時期	経費率算定資料の提出依頼文書に記載した提出期限までに提出した場合 ※合理的と認められる理由により提出が遅れたものについては、再提出期限からの提出期日より評価	提出依頼文書に記載の提出期限までに提出			
		経費率算定資料の提出依頼文書に記載した提出期限を超えた場合 ※合理的と認められる理由により提出が遅れたものについては、再提出期限からの提出期日より評価	提出依頼文書に記載の提出期限を超えて2週間以内に提出 提出依頼文書に記載の提出期限を超えて1か月以内に提出 提出依頼文書に記載の提出期限を超えて1か月と2週間以内に提出 提出依頼文書に記載の提出期限を1か月と2週間以上を超えて提出 (加点項目) 提出可能な資料を適時提出した場合は、資料一式の提出時期に応じた評価点に加点			
	提出後の対応	経費率算定資料の提出後における担当者の対応について、協力度合いに応じて評価	経費率調査において、防衛省の担当者からの質疑に対し、滞りなく回答し協力的であった (上記・下記のいずれにも該当しない場合) 経費率調査において、防衛省の担当者からの質疑や修正依頼に対し、回答期限を大幅に遅れ、経費率算定に支障をきたした			
		※一度資料の提供をしたものの経費率算定に支障をきたす重大な不備があった場合				
基準項目	評価項目	評価基準	評価内容			
(イ) 適正化	全般	費用集計単位の妥当性	職務分掌規程等において定められた組織ごと又は更に細分化された費用集計単位もしくは大別化された費用集計単位であっても、実活動を踏まえると職務分掌規程等に定められた組織まで細分化する必要がなく適当と整理できる費用集計単位を設定していること	設定している 費用集計単位の細分化に合意し、昨年度からの持ち越し中（経過途中） 設定していない、又は昨年度以前の合意に対し、具体的な検討の進捗を確認できない		
		防衛が負担すべき費用の特定	防衛に無関連（民需品等の製造等のみに従事する）費用集計単位が含まれていないこと	含まれていない（企業合意のもと、計算時に調整している場合を含む） 加工費率の設定単位に合意し、昨年度からの持ち越し中（経過途中） 加工費率の設定単位に合意を得られない、又は昨年度以前の合意に対し、具体的な検討の進捗を確認できない		
	直接部門	製造部門 ※社内に用役部門を保有していない場合、製造部門の評価点を2倍とし、用役部門の評価は行わない。	製造部門の設定	適切に製造部門を設定している（企業合意のもと、計算時に調整している場合を含む） 適切な製造部門の設定に検討の余地がある 製造部門の設定単位が適切でない	次年度以降の作業の実態に応じた設定範囲に合意、又は昨年度以前の合意に基づき検討中 次年度以降の作業の実態に応じた設定範囲に一部合意、又は昨年度以前の合意に基づき検討中（合意に移行した場合を除く） 次年度以降も作業の実態に応じた設定範囲に合意を得られない、又は昨年度以前の合意あるいは一部合意に対し、具体的な検討の進捗を確認できない	
			用役部門 (技術、品質保証部門など) ※社内に製造部門を保有していない場合、用役部門の評価点を2倍とし、製造部門の評価は行わない。	用役部門の設定	適切に用役部門を設定している（企業合意のもと、計算時に調整している場合を含む）又は用役部門の設定が必要ない 適切な用役部門の設定に検討の余地がある 用役部門の設定単位が適切でない	次年度以降の用役部門の適切な設定範囲に合意、又は昨年度以前の合意に基づき検討中 次年度以降の用役部門の適切な設定範囲に一部合意、又は昨年度以前の合意に基づき検討中（合意に移行した場合を除く） 次年度以降も用役部門の適切な設定範囲に合意を得られない、又は昨年度以前の合意あるいは一部合意に対し、具体的な検討の進捗を確認できない
				設定された加工費率の計算構造	賃率の設定（企業合意のもと、計算時に賃率を設定している場合を含む）	設定している 設定していない
	補助部門	防衛製品に対する用役に応じた賦課	補助部門や工場管理部門の賦課率等の設定	適切な補助部門や工場管理部門に基づく賦課率等の設定をしている（企業合意のもと、計算時に調整している場合を含む）又は賦課率等の設定が必要ない場合 適切な賦課率等の設定に検討の余地がある 賦課率等の設定をしていない	次年度以降の適切な補助部門や工場管理部門に基づく賦課率等の設定に合意、又は昨年度以前の合意に基づき検討中 次年度以降の適切な補助部門や工場管理部門に基づく賦課率等の設定に一部合意、又は昨年度以前の合意に基づき検討中（合意に移行した場合を除く） 次年度以降も適切な補助部門や工場管理部門に基づく賦課率等を設定することに合意を得られない、又は昨年度以前の合意あるいは一部合意に対し、具体的な検討の進捗を確認できない	
			補助部門費の配賦	補助部門や工場管理部門の配賦方法が公平かつ合理的な基準により配賦されていること	公平かつ合理的に配賦されている（企業合意のもと、計算時に調整している場合を含む） 見直すべき配賦基準等が含まれている 次年度以降の公平かつ合理的な配賦基準の設定に合意、又は昨年度以前の合意に基づき検討中 次年度以降も公平かつ合理的な配賦基準の設定に合意を得られない、又は昨年度以前の合意に対し、具体的な検討の進捗を確認できない	
	基準項目	評価項目	評価基準	評価内容		
	(ウ) 効率化努力	加工費率の推移を一定の水準に保つ取組み	操業と費用の関係を適正にするための具体的取組み（人員削減、投資計画の見直しなど）を確認	確認できた 確認できない		
			今年度計算値 < 前年度計算値			
		加工費率計算値	今年度計算値 ≧ 前年度計算値	操業の減少に対して 加工費額（費用）の増加 加工費額（費用）の減少		
				操業の増加に対して 加工費額（費用）の増加 (加点項目) 費用の一部が合理的な理由による発生の場合は加算		